

基本協定書（案）

広島市市民局スポーツ振興課

南区スポーツ施設の管理に関する基本協定書

広島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、南区スポーツ施設（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の趣旨）

第1条 本協定は、指定書に基づいて、乙が指定管理者として行う本施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）（以下「関係条例」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（用語の定義）

第3条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第4条 本施設は、別紙2に掲げる管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品（以下「管理物件」という。）からなる。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件について、甲の承諾を得ないで他の用途に供し、若しくはその現状を変更し、又は転貸してはならない。

（指定期間等）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲及び管理の基準

（本業務の範囲、管理の基準等）

第6条 本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等（以下「本業務の範囲等」という。）の細目は、別添仕様書に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第7条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）に関すること。
- (2) 管理物件の改造、増築、移設及び大規模な修繕業務に関すること。

(本業務の範囲等の変更)

第8条 甲は、本業務の範囲等を変更しようとするときは、乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲等の変更及びそれに伴う指定管理料の額の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(年度協定の締結)

第9条 本業務の実施に当たり、甲及び乙は、毎年度、年度の開始日に次に掲げる事項について年度協定を締結するものとする。

(1) その年度に乙が行う業務の内容

(2) その年度に甲が乙に支払う指定管理料の額及び支払方法

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第10条 乙は、関係条例、関係条例施行規則（以下「関係規則」という。）のほか、応募要領及び甲が必要に応じて指示する事項並びに本協定、年度協定等を遵守の上、管理を誠実に実施するとともに、施設等の利用者（以下「利用者」という。）の安全かつ快適な利用を確保するものとする。

2 乙は、本業務の実施に当たっては、次に掲げる法令を遵守するものとする。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）その他本施設の維持管理等に関する関係法令

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他労働者の使用に関する関係法令

(3) その他関係法令

3 乙は、本業務の実施に当たり、利用者等から本施設の運営に関する意見等を聴取し、適宜自己評価を行い、利用者等のサービスの向上に努めなければならない。

(準備業務)

第11条 乙は、指定期間の開始前に、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。

2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始前に、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応ずるものとする。

(第三者による実施)

第12条 乙は、業務の執行を第三者に委託してはならない。ただし、次の各号に掲げる事実行為に限り、甲の承認を得て、第三者に委託することができる。また、第三者に委託する場合は、乙は、委託先から業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、甲に報告書を提出しなければならない。

(1) 施設内の清掃

(2) 施設の防犯及び警備

- (3) 消防設備及び電気設備の維持管理及び点検
- (4) 施設内の樹木剪定
- (5) プールの監視
- (6) トレーニング室の受付、監視、指導及び機器の保守管理
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 前項ただし書の規定により、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(本施設の改造等)

第13条 本施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 本施設の修繕については、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(危機管理マニュアルの作成)

第14条 乙は、本施設内における災害、事故、犯罪の発生に対し、利用者等の安全確保に努めるため、緊急時の利用者等の避難誘導や安全確保及び被害状況や対応状況等について甲を含む関係機関への通報・報告要領等について、事前に甲と協議の上、マニュアルを作成しなければならない。

(避難場所開設時の対応)

第15条 乙は、甲から災害等により、本施設を避難場所として使用する旨の指示を受けた場合は、直ちに次の業務を行うものとする。

- (1) 施設を開錠し、避難スペースを指定して避難者を受け入れること。
- (2) 避難者が長時間滞在する場合は、避難所の運営に協力すること。
- (3) 甲と協議の上、施設の使用を中止するとともに、使用許可申請者等に対して連絡を行うこと。

2 避難者が自主的に来館した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

3 前項までの対応方法のほか、休館基準等を具体的に定めた対応マニュアルを、事前に甲と協議の上、作成しなければならない。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を直ちに通報しなければならない。

2 乙は、緊急事態による危険が回避された後、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(苦情等の処理)

第17条 乙は、本業務の実施に関し利用者や地元住民等から苦情又は要望を受けたとき

は、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(守秘義務)

第18条 乙は、本業務の実施によって知り得た秘密や一般に公開することができない情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、本業務を実施する際に個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）及び別紙3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 前項に規定する場合には、乙は、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じなければならない。

(情報の公開)

第20条 乙は、本施設の管理状況等に係る情報公開については、甲が行う情報公開の例により、必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、本施設の管理状況等に関し、乙が保有し、かつ、甲が保有していない文書等の閲覧等の申出があったときは、乙に対し、当該文書等の提出を求めることができる。この場合において、乙は、合理的な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

(障害を理由とする差別の禁止等)

第21条 乙は、本施設の管理に当たっては、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例及び甲が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的配慮をしなければならない。

(使用許可等の遵守事項)

第22条 乙は、本施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、関係条例、関係規則その他次に掲げるところにより、適正に処理しなければならない。

(1) 広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号）の定めに従い、審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）を定め、当該申請の提出先とされている事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。なお、この場合（審査基準等を変更する場合を含む。）においては、あらかじめ甲と協議すること。

(2) 広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）及び別紙4「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ甲と協議すること。

(3) 広島市暴力団排除条例及び別紙4「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の

誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ甲と協議すること。

- (4) 広島市暴力団排除条例及び別紙4「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、必要に応じて関係規程等の整備を行い利用者への周知を図ること。

（マニュアル等の整備）

第23条 乙は、第17条から前条までに規定した事項を確実に履行するため、事務手順等を取りまとめたマニュアルを整備するとともに、その内容を本業務の従事者に習熟させなければならない。

（関係団体との協調）

第24条 乙は、利用者等のサービスの向上を図るため、関係団体や地元団体と連絡調整の場を適宜設けるなど、関係団体等との連絡調整を図るよう努めるものとする。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与等）

第25条 乙は、本業務を実施する上で必要な備品等は、指定管理料等の本業務に係る収入により購入しなければならない。この場合において、当該備品等は、甲の所有に帰属するものとする。

- 2 甲は、前項の備品等及び別紙2に掲げる管理物品（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で乙に貸与する。
- 3 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、備品等（Ⅰ種）について、甲の承諾を得ないで他の用途に供し、若しくはその原状を変更し、又は転貸してはならない。
- 5 備品等（Ⅰ種）のうち、広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号。以下「物品管理規則」という。）第3条第1項第1号に定める備品（以下「市有備品」という。）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該市有備品を購入又は調達するものとする。なお、乙は、乙の故意又は過失により市有備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償し、又は乙の費用で当該市有備品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、当該市有備品は、甲の所有に帰属するものとする。
- 6 備品等（Ⅰ種）のうち、物品管理規則第3条第1項第2号に定める消耗品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、乙は、甲との協議により、必要に応じて指定管理料等により当該消耗品を購入し、又は調達するものとする。この場合において、当該消耗品は、甲の所有に帰属するものとする。

（乙による備品等の購入等）

第26条 乙は、乙の費用により購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を本業務実施のために供することができる。この場合において、当該備品等は、乙の所有に帰属するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（年度事業計画書等）

第27条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、別途甲が定める様式により、次の各号に示す事項を記載した年度事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を受けなければならない。年度事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 業務の実施計画
- (2) 第三者に委託する業務内容
- (3) 管理施設の利用促進策
- (4) 利用者ニーズの把握のための取組及びこれを踏まえた事業展開の方針
- (5) その他甲が指示する事項

（人事異動時についての事前報告）

第28条 乙は、本施設の管理に従事する者を異動しようとするときは、事前に甲に報告するものとする。この場合において、本業務の実施に著しい支障が生じると甲が認めるときは、異動についての見直しを求めることがある。

（業務実施報告書等の提出）

第29条 乙は、その月の本業務の実施状況について、翌月10日までに、別途甲が定める様式により業務実施報告書を作成し、甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

- (1) 本業務の全部又は一部を休止する必要がある場合、又はそのおそれがある場合
- (2) 施設において事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (3) 労働基準監督署からの是正勧告や自己点検等により、各種法令違反の状態が判明した場合
- (4) その他本業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

（事業報告書等の提出）

第30条 乙は、別紙5の様式の事業報告書に収支決算書を添えて、毎年度終了後速やかに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、甲が指示する日までに、当該年度の開始日から指定取消日までの間の事業報告書及び収支決算書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容その他関連する事項について、乙に対して説明書の提出又は口頭による説明を求めることができるものとする。

4 乙は、毎年度、決算確定後速やかに、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書又は資金計画に関する資料その他必要な書類を甲に提出しなければならない。なお、乙は、自社の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合

は、親会社についても同様の書類を提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第31条 甲は、前2条により乙が提出した業務実施報告書及び事業報告書等並びに甲が実施するモニタリングの結果に基づき、業務実施状況の確認・評価を行うものとする。

2 甲は、前項に規定するモニタリングの実施方法、実施時期等について、別途乙に通知するものとする。

3 甲は、前2項に定める場合のほか、乙の業務実施状況等を確認することを目的として、随時、本業務の実施状況や収支状況等について説明を求め、又は管理物件へ立ち入ることができる。この場合において、乙は、合理的な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

(甲による業務の改善指示)

第32条 甲は、本業務が適正に実施されていない場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項に定める業務の改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じ、改善結果について文書により甲に報告し、甲の承認を得なければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の額及び支払方法)

第33条 甲が、指定期間中に乙に対して支払う指定管理料の各年度の額及び支払方法は、年度協定において定めるものとする。

(利用料金の決定)

第33条の2 利用料金は、乙が、関係条例及び関係規則に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとする。

第7章 リスク分担及び損害賠償

(リスク分担)

第34条 本業務の実施に係る甲及び乙のリスク分担は不可抗力によるものを除き、別紙6に定めるとおりとする。

(損害賠償等)

第35条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償し、又は甲との協議により本施設の修繕、管理物品の購入等を行わなければならない。

(利用者等への賠償)

第36条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により利用者等に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者等に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償するもの

とする。

- 3 本業務の実施において、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力以外の甲・乙双方の責めに帰すことができない事由による損害については、別途協議する。

(保険)

第37条 甲は、管理施設について火災保険に加入しなければならない。

- 2 乙は、本業務の実施に当たり、施設所有者賠償責任保険に加入しなければならない。
- 3 前項に掲げるもののほか、乙は自己の責任において必要に応じて各種保険に加入するものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第38条 不可抗力により乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合は、損害状況の確認を行った上で、乙と協議を行い、費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力により乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力により甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による業務実施の免除)

第39条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力により本業務の全部又は一部の実施ができなくなつたと認められるときは、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本業務の履行を行わないことができる。

- 2 乙が不可抗力により本業務の全部又は一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が本業務を実施できなかったことにより免れた費用分や収入できなかった利用料金分を考慮し、指定管理料を変更することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、本協定終了に際し甲又は甲が指定する者に管理物件及び本業務に必要な書類を速やかに引き渡すとともに、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察をさせることができるものとする。この場合において、乙は、合理的な理由のある場合を除いて、これを拒むことができないものとする。

(原状回復義務)

第41条 乙は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、管理物件の全部又は一部を原状に回復することなく明け渡すよう指示することができるものとする。

(備品等の扱い)

第42条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等（Ⅰ種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に引き継がなければならない。
- (2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

（帳票等の保存）

第43条 乙は、指定期間の終了後も事業計画書、収支予算書並びに業務報告書その他本業務に関する帳票及び帳簿を5年間保存するものとする。次条第1項及び第45条第1項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、乙は、適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合、これらの書類の写し又は当該電磁的記録を整理し、交付した日（当該電磁的記録を提供した場合にあっては、その提供した日）の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

第9章 指定の取消し

（甲による指定の取消し等）

第44条 甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 関係条例、関係規則又はこの協定に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市スポーツセンター条例第16条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。
- (7) その他乙に本業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と甲が判断したとき。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に生じた損害、損失又は増加費用について、甲は責めを負わない。

- 3 乙は、第1項の規定により指定を取り消された場合にあつては、取消しの日から2年間は本市の指定管理者候補者に申請することができないものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第45条 甲は、不可抗力の発生により本業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消しを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により取消しを行うことにより乙に発生する損害、損失又は増加費用の負担については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定取消し後の処理)

第46条 前2条の規定により乙が指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、甲は、乙に対して指定管理料が未払いの場合は、乙が管理を行った期間に応じて甲が計算する指定管理料を乙に支払うものとする。

- 2 前2条の規定により乙が指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、甲は、乙に対して既に指定管理料を支払っている場合は、支払った指定管理料から乙が管理を行った期間に応じて甲が計算する指定管理料を差し引いた額を乙に返還させるものとする。

- 3 乙は、自己の責めに帰する事由により指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

第47条 第40条から第42条までの規定は、第44条第1項及び第45条第1項の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。

第10章 その他

(本市が推進する行政施策の推進)

第48条 乙は、障害者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条で規定する率に達していない場合にあっては、これに達するよう、又はこれを上回るよう努めるものとする。また、達していた場合であっても、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨にかんがみ、より多くの障害者を雇用するよう努めるものとする。

- 2 乙は、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 3 乙は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定の上、その実施に努めるものとする。

- 4 乙は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定の上、その実施に努めるものとする。

- 5 乙は、本施設の管理に従事する者については、広島市内在住者の雇用に努めるものとする。

(加点減点項目に関する事項)

第49条 乙は次の事項については、指定期間中、申請時に提示した内容を原則下回らないようにし、又は指定期間中に計画等が満了するときは、再取得若しくは新たに計画を策定すること。

- (1) 障害者雇用率

- (2) 「ISO14001」若しくは「ISO14005」又は「エコアクション21」の取得

- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定

(5) 本施設の従事者のうち市内在住者の割合

(権利・義務の譲渡の禁止)

第50条 乙は、本件指定管理者に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第51条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなくてはならない。

3 甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めるものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の経理区分)

第52条 乙は、本業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第53条 乙は、その名称、本店、本業務に係る支店又は事業所の所在地、代表者等甲が指定する重要事項を変更するときは、あらかじめ甲に届け出るものとする。

(協定の変更)

第54条 本業務に関し、第8条の規定により本業務の範囲等を変更し、又は特別な事情が生じたときは、甲・乙協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議等)

第55条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲・乙協議の上、これを定めるものとする。

2 甲が、本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、乙の責任において行うべき本業務の全部又は一部について甲が責任を負担するものと解釈してはならない。

(議会等からの各種調査等への協力)

第56条 乙は、広島市議会等からの各種調査等について、甲からの対応の依頼があった場合には、誠実に対応するものとする。

(裁判管轄)

第57条 本協定に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

名 称 広島市

代表者 広島市長 ○ ○ ○ ○

乙

所在地 広島市○区○町○番○号

名 称 ○○○○

代表者 ○ ○ ○ ○